

# 第2次勧告・第3次勧告における 義務付け・枠付けに係るメルクマール

# 義務付け・枠付けの存置を許容する場合等のメルクマール

義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール	「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」 非該当だが、残さざるを得ないと判断するもののメルクマール
i 地方自治体が私有財産制度、法人制度等の私法秩序の根幹となる制度に関わる事務を処理する場合	ア 地方自治体による行政処分など公権力行使(これに準ずるものを含む)に当たっての私人保護(行政不服審査の一般ルール及びその特例、行政手続の一般ルール及びその特例、行政強制、行政罰、斡旋・調停・仲裁等の準司法手続、公権力行使に当たっての身分証携帯義務、刑事手続における人身拘束に当たっての人権擁護、個人情報保護に限る。)、地方自治体による事実証明(証明書、手帳交付)、及び地方自治体が設置する公物、付与剥奪する資格、規制する区域、徴収する税、保険料等の記録に係る規定
ii 補助対象資産又は国有財産の処分に関する事務を処理する場合	イ 全国的に通用する士業の試験、資格の付与剥奪、及び全国的な事業の許認可・届出受理、並びにこれらに伴う指導監督に係る規定
iii 地方自治に関する基本的な準則(民主政治の基本に関わる事項その他の地方自治体の統治構造の根幹)に関する事務を処理する場合、及び他の地方自治体との比較を可能とすることが必要と認められる事務であって全国的に統一して定めることが必要とされる場合	ウ 国民の生命、身体等への危険に対して国民を保護するための対人給付サービスの内容・方法等に係る規定のうち、金額、仕様等に関する定量的な基準、個別具体的な方法等を含まないもの(政省令、告示への委任規定を含む規定を除く。)
iv 地方自治体相互間又は地方自治体と国その他の機関との協力に係る事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合	エ 義務教育に係る規定のうち、教育を受ける権利及び義務教育無償制度を直接に保障したもの
a 地方自治体が他の地方自治体と水平的に共同して、又は地方自治体の主体的な判断で広域的に連携して事務を実施するために必要な仕組みを設定しているもの	オ 必要不可欠であるが周辺地域に多大な環境負荷をもたらす施設の設置の許可等の手続・基準であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合の事務の処理に係る規定
b 全国的な総量規制・管理のために必要な仕組みを設定しているもの	カ 刑法で一般には禁止されている行為を特別に地方自治体に許容するための条件設定に係る規定
c 地方自治体に義務付けられた保険に係る規定(保険と整合的な給付を含む)のうち、地方自治体以外の主体に対して義務付けられた保険と一体となって全国的な制度を構築しているもの	キ 計量、公共測量及び国土調査の精度の確保並びに住居表示に係る規定のうち、全国的に統一して定める必要のあるもの
d 指定・登録機関の指定・登録(地方自治体の事務そのものを行わせるものに限る)に係るもの	
e 国・地方自治体間、地方自治体相互間の情報連絡・意見聴取(協議・調整を除く)に係る規定のうち、都道府県に対して国への情報連絡を義務付けるもの、市町村に対して国・都道府県への情報連絡を義務付けるもの、また、都道府県に対して国の意見反映を義務付けるもの、市町村に対して国・都道府県の意見反映を義務付けるもの(民間事業者と同等の情報連絡を義務付けているものを除く)以外のもの	
f 地方自治体間の権限配分に関する相互間調整及び紛争解決のための裁定の手続に関するもの	
g 国・地方自治体間の同意(地方分権推進計画(平成10年5月)第2の4(1)カ(ア)a、bに該当するものに限る。)、及び許認可・承認(同計画第2の4(1)キ(ア)a～eに該当するものに限る。)に係る規定(第1次勧告の第2章重点行政分野の抜本的な見直しの勧告事項として盛り込まれた事項及びそれと同様の整理が必要な事項を除く。)	
v 国民の生命、身体等への重大かつ明白な危険に対して国民を保護するための事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合	
vi 広域的な被害のまん延を防止するための事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合	
vii 国際的要請に係る事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合	

地域の実情に応じて、地方自治体が条例で異なる内容を定めることを許容するものであることから、地方自治体の条例による国の法令の基準の「上書き」を許容するもの<sup>10</sup>ということができる。

## (b) 協議、同意、許可・認可・承認

### 第2次勧告（抄）

原則として、次の順序で見直すこととすべきである。

- ① 協議、同意、許可・認可・承認の廃止（協議等の単なる奨励にとどめることを含む。）
- ② 事後の届出、報告、通知等の情報連絡への移行

## (1) 見直し対象範囲

第2次勧告別紙1で示した条項のうち、次のいずれかに該当するもの

- (イ) 市町村が国、都道府県に対して行う協議、都道府県が国に対して行う協議<sup>11</sup>
- (ロ) 市町村が国、都道府県から受ける同意、許可・認可・承認、都道府県が国から受ける同意、許可・認可・承認<sup>11</sup>

## (2) 具体的に講ずべき措置の方針

(1)の見直し対象範囲のうち、同意を要する協議及び同意を要しない協議については、(i)の場合には同意を要する協議を、(ii)の場合には同意を要しない協議を許容する。また、許可・認可・承認については、(iii)の場合に限定する。なお、(i)のうち(a)(b)、(iii)のうち(d)～(h)については、「地方分権推進計画」（平成10年5月29日閣議決定）において、それぞれ同意を要する協議を許容、許可・認可・承認を

<sup>10</sup> 当委員会では、これまで、事務の処理又はその方法(手続、判断基準等)の法令による義務付けについて条例による補正(補充・調整・差し替え)を許容することを、「地方自治体による法令の『上書き』を確保しようとするもの」と位置付けてきた。一方、この「参酌すべき基準」の場合には、同様に法律から条例に委任するときに条例の制定基準の一種として設定されるものであるものの、法令は一定の「基準」を示しつつ、これを(「従うべき」ではなく)「参酌すべき」ということが「法令の規範内容」である。このような「法令の規範内容」そのものは「上書き」されるものではないが、法令が示す一定の「基準」については「法令の規範内容」に沿って「参酌」されるものであり、その結果、法令が示す一定の「基準」と異なる「基準」が条例で定められることは許容されるものである。したがって、現在、国の法令で設定されている基準を条例に委任することとした上で、必要最小限のものを「参酌すべき基準」に移行させる見直しについても、地方自治体の条例による国の法令の基準の「上書き」を許容するものということができる。

<sup>11</sup> 協議を行い、又は同意、許可・認可・承認を受けることを義務付けている条項が第2次勧告別紙1に含まれているものは、地方自治体又はその機関のみに義務付けているものに限らず、ここに含む。また、新設、変更、廃止それぞれについて協議が義務付けられている場合には、これらの条項すべてをここに含む。他方、法律上、国、都道府県、市町村、民間事業者等を問わず、施設管理者に対して協議を行い、又は施設管理者の同意、許可・認可・承認を受けることを義務付けており、国、都道府県がその施設管理者としての立場で協議を受け、又は同意、許可・認可・承認を行うものは除く。

許容するものと位置付けられているものである<sup>12</sup>。

(i)～(iii)のいずれにも該当しない場合には、(iv)の場合に意見聴取、(v)の場合に事前報告・届出・通知、(vi)の場合に事後報告・届出・通知をそれぞれ許容し、いずれにも該当しない場合には廃止する。

なお、(i)(ii)(iv)(v)の項目のうち下破線部分には該当しないが、それ以外の部分に該当しているものについては、下破線部分に該当しない程度に応じて個々に判断し、それぞれの場合に許容するものとされている同意を要する協議、同意を要しない協議、意見聴取、事前報告・届出・通知よりも弱い形態のものとする。

(i) 同意を要する協議を許容する場合は次のとおり。

(a)<sup>13</sup> 法制度上当然に、国の税制・財政上の特例措置が講じられる計画を策定する場合

(b) 地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うため国が定める総量的な具体的基準をもとに関係地方自治体が計画を策定する場合

① 法制度上当然に、国の施策を集中的・重点的に講ずるものとされており、法制上の特別の効果が生じる計画を策定する場合において、当該国の施策と当該計画との整合性を特に確保しなければ当該国の施策の実施に著しく支障が生ずると認められるもの

② 国(都道府県)に対して一定の事務の処理を義務付けることとなる場合であって、国(都道府県)の施策と整合性を特に確保しなければこれらの施策の実施に著しく支障が生ずると認められるもの

③ 地方自治体の区域を越えて移動する天然資源について広域的な観点から適正管理を行う場合であって、関係地方自治体の間では利害調整が明らかに困難であり、国が特にその処理の適正を確保する必要があるもの

(ii) 同意を要しない協議を許容する場合は次のとおり。

① 国・地方自治体の事務配分の特例を許容するために事務の移譲を受ける都道府県、市町村が協議を求める場合、又は国・地方自治体以外の主体と市町村(都道府県)の間の事務配分の特例を都道府県(国)が許容する場合であって、都道府県(国)が特にその処理の適正を確保する必要があるもの

② 地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うため国が定める総量的な目標に従って関係地方自治体が計画を策定する場合

③ 事務の処理に当たって当該地方自治体の区域を越える利害調整が必要であるが、関係地方自治体との間での利害調整が明らかに困難であり、国(都道府県)

<sup>12</sup> 「地方分権推進計画」では「地方公共団体」と表記しているものを、ここでは「地方自治体」と表記している。

<sup>13</sup> (i)のうち(a)(b)については、「地方分権推進計画」(平成10年5月29日閣議決定)において、同意を要する協議を許容するものと位置付けられているものである。これに該当する場合の効果は、①から③に該当する場合の効果と何ら変わりはない。

が特にその処理の適正を確保する必要があるもの。

- ④ 同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限が配分されているため、国（都道府県）との調整が不可欠である場合であって、私人の権利・義務に関わるもの
- ⑤ 同一の事案について国（都道府県）が異なる個別具体的な行政目的から重疊的に異なる権限を行使することが可能である場合、又は国（都道府県）が既に行った行政処分の内容と抵触する可能性がある権限を行使する場合であって、私人の権利・義務に関わるもの
- ⑥ 私人に対して課される義務付けを国及び地方自治体に対して免除している場合であって、国に対する協議を義務付ける相手方として地方自治体を国と同様に扱っている事務を処理するもの

(iii) 許可・認可・承認を許容する場合は次のとおり。

- (d)<sup>14</sup> 刑法等で一般には禁止されているが特別に地方自治体に許されているような事務を処理する場合
- (e) 公用収用・公用換地・権利変換に関する事務を処理する場合
- (f) 補助対象資産、国有財産処分等に関する事務を処理する場合
- (g) 法人の設立に関する事務を処理する場合
- (h) 国の関与の名宛人として地方自治体を国と同様に扱っている事務を処理する場合
- ① 私人に対しては許可・認可を行うものとされている事業を地方自治体が行う場合であって、地方自治体の事務として定着していないもの

(iv) 意見聴取を許容する場合は次のとおり。

- ① 同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限が配分されているため、国（都道府県）との調整が不可欠である場合

(v) 事前報告・届出・通知を許容する場合は次のとおり。

- ① 私人に対しては許可・認可を行うものとされている事業を地方自治体が行う場合であって、事前に国（都道府県）が特に把握しておく必要が認められるもの

(vi) 事後報告・届出・通知を許容する場合は次のとおり。

- ① 法制度上、国の税制・財政・法制上の特例措置を講ずることを促す場合
- ② 法制度上、講じられる事後的な是正措置の端緒として把握する必要がある場合

<sup>14</sup> (iii)のうち(d)~(h)については、「地方分権推進計画」(平成10年5月29日閣議決定)において、許可・認可・承認を許容するものと位置付けられているものである。これに該当する場合は、①に該当する場合は効果と何ら変わりはない。

## (c) 計画等の策定及びその手続

### 第2次勧告（抄）

原則として、計画等の策定、内容、策定手続それぞれについて次の方針で見直すこととすべきである（計画等の策定手続のうち、(b)協議、同意、許可・認可・承認に該当するものについては、(b)に掲げる方針による）。

- ・ 計画等の策定の義務付けについては、廃止（単なる奨励にとどめることを含む。）
- ・ 計画等の内容の義務付けについては、廃止（単なる奨励にとどめることを含む。）又は条例制定の余地の許容
- ・ 計画等の策定手続のうち、意見聴取、公示・公告・公表等の義務付けについては、廃止（単なる奨励にとどめることを含む。）又は条例制定の余地の許容

### (1) 見直し対象範囲

第2次勧告別紙1で示した条項のうち、次のいずれかに該当するもの

- (イ) 地方自治体又はその機関による計画、方針、指針、構想等（以下「計画等」という。）の策定の義務付け<sup>15</sup> <sup>16</sup>
- (ロ) 計画等の策定に当たっての内容（盛り込むべき事項の記載）の義務付け<sup>16</sup>
- (ハ) 計画等の策定に当たっての事前・事後の手続として次のいずれかを課しているもの
  - ・ 議決（当該地方自治体のほか、国・関係地方自治体その他の関係者による議決、及びこのための協議会等の場の設置をいう。）、協議・調整・意見聴取等・同意（当該地方自治体による国・関係地方自治体その他の関係者との協議・調整、及び関係地方自治体その他の関係者の意見聴取等・同意、並びにこれらのための協議会等の場の設置をいう。ただし、(b)の対象となるものを除く。）、認定
  - ・ 公示・公告・公表、閲覧・縦覧等<sup>16</sup>

### (2) 計画等の策定及びその内容の義務付け（(イ)及び(ロ)）に係る具体的に講ずべき措置の方針

(1)の見直し対象範囲のうち、(イ)及び(ロ)については義務付けを廃止する。具体的には、次のいずれかの措置を講ずることとする（別紙3「(c)の具体的に講ずべき措置に係る参照条文」参照）。

<sup>15</sup> 計画等の策定及びその手続を義務付けている条項が第2次勧告別紙1に含まれているものは、地方自治体又はその機関のみに義務付けているものに限らず、ここを含む。ただし、計画等が、国、都道府県に対する協議、同意、許可・認可・承認の対象となる計画等の策定に係るものは含むが、その申請に当たって添付すべき書類の一つとされているにとどまる場合は含まない。

<sup>16</sup> A法で策定を義務付けている甲計画について、B法で甲計画の計画内容を変更する義務付け又は甲計画の策定手続を変更する義務付けを行っている場合には、A法のみでなく、B法による義務付けも含む。

- ・計画等の策定及びその内容に係る規定そのものの廃止<sup>17</sup>
- ・計画等の策定に係る規定の「できる」規定化<sup>18</sup>又は努力義務化、及びその内容に係る規定の例示化又は目的程度の内容への大枠化

ただし、計画等の内容に次の①～③に係る部分を含む場合には、計画等の策定及び①～③のそれぞれに係る部分の内容の義務付けの存置を許容する。

- ① 私人の権利・義務に関わる行政処分の直接的な根拠（私人、他の地方自治体の費用負担の直接的な根拠を含む。）となる計画を策定する場合
- ② 地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うために計画を策定する場合
- ③ 基本的事項について市町村による一定の判断があることを直接的な根拠として都道府県が計画を策定する場合

なお、計画等の内容に係る法律の規定の一部が「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」又は「『義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール』非該当だが、残さざるを得ないと判断するもののメルクマール」に該当すると判断できるものについても同様である。

また、計画等の内容に次の④に係る部分を含む場合には、次のいずれかの措置を講ずることとする（別紙3「(c)の具体的に講ずべき措置に係る参照条文」参照）。

- ・計画等の策定及びその内容に係る規定そのものの廃止<sup>17</sup>
  - ・④に係る計画等の内容の義務付けの存置を許容した上で、計画等の策定に係る規定の「できる」規定化又は努力義務化
  - ・（④に係る部分を含むが、①～③に係る部分と不可分である場合）計画等の策定の義務付けの存置は許容されることとなるが、④に係る計画等の内容が任意的記載事項であることの明確化
- ④ 法制度上、国の税制・財政・法制上の特例措置が講じられる計画又は特例措置を講ずることを促す計画を策定する場合

なお、財政上、税制上又は法制上の特例措置が講じられる内容が複数含まれ、個々に分離して措置を講ずることが許容される場合には、常に、そのすべての記載をしなければならないものではなく、個々がそれぞれ独立して任意的記載事項であることを明確化する。

<sup>17</sup> 計画等の策定及びその内容に係る規定としては廃止し、施策・事務に係る規定の範囲内で存置するものは、計画等の策定及びその内容の義務付けとしては廃止されたものと判断できる。

<sup>18</sup> 法律上の要件に該当する場合であっても策定する必要があるかどうかを選択できるものであることを明確化するために、「地方公共団体は、（一定の要件に該当する場合に）・・・できる。」と改めることをいう。

### (3) 計画等の策定の手続(ハ)のうち一定の相手方の意見聴取等の義務付けに係る具体的に講ずべき措置の方針

(1)の見直し対象範囲の(ハ)のうち、議決、協議・調整・意見聴取等・同意、認定の手続を義務付けているもの(以下「見直し対象意見聴取等義務」という。)のうち、地方自治体が国又は都道府県を相手方として行う行為(地方自治体が私人と同一に取り扱われているものを除く。)<sup>19</sup>については、見直しの方針は(b)と同様である。

これ以外については、見直し対象意見聴取等義務に係る規定そのものを廃止するか、又は協議・調整・意見聴取等に関する努力・配慮義務に係る規定とする(別紙3「(c)の具体的に講ずべき措置に係る参照条文」参照)。

ただし、議決、同意に係るものについては次の①の場合に限定して存置を許容し、また、協議・調整・意見聴取等については次の①～④の場合に存置を許容する。

- ① 当該計画によって一定の事務の処理又は費用の負担を求められることとなる者を相手方又はその構成員とする場合
- ② 具体的に範囲が特定された利害関係者、学識経験者を明示的に相手方又はその構成員とする場合
- ③ 地方自治体の区域を越える利害調整を行う必要があるときに、関係地方自治体を相手方又はその構成員とする場合
- ④ 地方自治体が処理する事務について、他の者が同一の個別具体的な目的から関連する事務を実施し、その整合性を確保する必要があると認められるときに、当該者を相手方又はその構成員とする場合

なお、見直し対象意見聴取等義務のうち、①～④に該当するとして存置が許容されるもの以外の条項については、見直し後、必要に応じて地方自治体が条例で議決、協議・調整・意見聴取等・同意(以下「私人等からの意見聴取等」という。)の手続を規定し得ることが必要であり、個別法令がこれを許容しない趣旨でない限り、条例で規定することは可能である。

他方、上記により措置を講じたときに、当該措置に係る相手方について地方自治体が条例で私人等からの意見聴取等の手続を定めることを許容しないことになる場合には、当該措置に係る相手方について地方自治体が条例で私人等からの意見聴取等の手続を定めることができることを明示的に規定すべきである(別紙3「(c)の具体的に講ずべき措置に係る参照条文」参照)。

<sup>19</sup> 法律上、国、都道府県、市町村、民間事業者等を問わず、施設管理者に対して協議・調整・意見聴取等を行い、又は施設管理者の同意を得ることを義務付けており、国、都道府県がその施設管理者としての立場で協議・調整・意見聴取等を受け、又は同意を行うものは除く。

#### (4) 計画等の策定の手続（ハ）のうち公示・公告・公表等の義務付けに係る具体的に講ずべき措置の方針

(1) の見直し対象範囲のハのうち、公示・公告・公表、閲覧・縦覧等（以下「公示・公告・公表等」という。）に係るものについては、公示・公告・公表等に係る規定そのものを廃止するか、又は公示・公告・公表等に関する努力・配慮義務に係る規定とする（別紙3「(c)の具体的に講ずべき措置に係る参照条文」参照）。

ただし、次の①～③の場合に限定して存置を許容する。

- ① 不特定多数の者の権利を制限し、又は義務を課する場合に、その効力発生要件又は内容を周知する手段として行われる場合
- ② 権利を有している者又は具体的に範囲が特定された利害関係者に主張の機会を付与するために行われる場合
- ③ 意見の申立て等、後続の手続の不可欠の前提となっている場合

#### (5) 計画等の策定の手続（私人等からの意見聴取等、公示・公告・公表等）の個別具体的な方法の義務付けに係る見直しの方針

(1) の見直し対象範囲のハのうち私人等からの意見聴取等、公示・公告・公表等の方法を個別具体的に特定しているもの（以下「見直し対象個別具体的方法義務」という。）は、見直し対象個別具体的方法義務に係る規定そのものを廃止するか、又は例示化する（別紙3「(c)の具体的に講ずべき措置に係る参照条文」参照）。

なお、見直し対象個別具体的方法義務については、見直し後、必要に応じて、地方自治体が条例で私人等からの意見聴取等、公示・公告・公表等の個別具体的な方法を規定し得ることが必要であり、個別法令がこれを許容しない趣旨でない限り、条例で規定することは可能である。

他方、上記により措置を講じたときに、当該措置に係る見直し対象個別具体的方法義務について地方自治体が条例で私人等からの意見聴取等、公示・公告・公表等の個別具体的な方法を定めることを許容しないことになると解される場合には、当該措置に係る相手方について地方自治体が条例で私人等からの意見聴取等、公示・公告・公表等の個別具体的な方法を規定することができることを明示的に規定すべきである（別紙3「(c)の具体的に講ずべき措置に係る参照条文」参照）。

## 別表2の凡例

### (b) 協議、同意、許可・認可・承認

1. 「分野」欄及び「通番」欄は、第2次勧告別紙1と同じである。
2. 「見直し対象」欄は、見直し対象範囲に該当する協議、同意、許可・認可・承認の概略を示した。なお、協議を受け、又は同意、許可・認可・承認を行う者は、括弧内に記した。  
 (例)・同意協議(大臣):大臣の同意を要する協議 (同意のみの場合を含む)  
 ・協議(知事):知事への協議
3. 「講ずべき措置」欄の記号に対応して、具体的に講ずべき措置は以下のとおりである。  
 なお、「×」の場合は、見直し対象を廃止すべきものである。

「講ずべき措置」欄の記号	本文の記述(「講ずべき措置」欄の記号に対応) 【 】内は本文の記述箇所	具体的に講ずべき措置
1a	法制度上当然に、国の税制・財政上の特例措置が講じられる計画を策定する場合 【(b)(2)(i)(a)】	同意を要する協議を許容
1b	地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うため国が定める総量的な具体的基準をもとに関係地方自治体が計画を策定する場合 【(b)(2)(i)(b)】	
1①	法制度上当然に、国の施策を集中的・重点的に講ずるものとされており、法制上の特別の効果が生じる計画を策定する場合において、当該国の施策と当該計画との整合性を特に確保しなければ当該国の施策の実施に著しく支障が生ずると認められるもの 【(b)(2)(i)①】	
1②	国(都道府県)に対して一定の事務の処理を義務付けることとなる場合であって、国(都道府県)の施策と整合性を特に確保しなければこれらの施策の実施に著しく支障が生ずると認められるもの 【(b)(2)(i)②】	
1③	地方自治体の区域を越えて移動する天然資源について広域的な観点から適正管理を行う場合であって、関係地方自治体の間では利害調整が明らかに困難であり、国が特にその処理の適正を確保する必要があるもの 【(b)(2)(i)③】	

2①	<p>国・地方自治体の事務配分の特例を許容するために事務の移譲を受ける都道府県、市町村が協議を求める場合、又は国・地方自治体以外の主体と市町村(都道府県)間の事務配分の特例を都道府県(国)が許容する場合であって、<u>都道府県(国)が特にその処理の適正を確保する必要があるもの</u></p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(ii)①】</p>	同意を要しない 協議を許容
2②	<p>地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うため国が定める総量的な目標に従って関係地方自治体が計画を策定する場合</p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(ii)②】</p>	
2③	<p>事務の処理に当たって当該地方自治体の区域を越える利害調整が必要であるが、関係地方自治体との間での利害調整が明らかに困難であり、<u>国(都道府県)が特にその処理の適正を確保する必要があるもの</u></p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(ii)③】</p>	
2④	<p>同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限が配分されているため、<u>国(都道府県)との調整が不可欠である場合</u>であって、私人の権利・義務に関わるもの</p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(ii)④】</p>	
2⑤	<p>同一の事案について国(都道府県)が異なる個別具体的な行政目的から重疊的に異なる権限を行使することが可能である場合、又は国(都道府県)が既に行った行政処分の内容と抵触する可能性がある権限を行使する場合であって、私人の権利・義務に関わるもの</p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(ii)⑤】</p>	
2⑥	<p>私人に対して課される義務付けを国及び地方自治体に対して免除している場合であって、国に対する協議を義務付ける相手方として地方自治体を国と同様に扱っている事務を処理するもの</p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(ii)⑥】</p>	
3d	<p>刑法等で一般には禁止されていないが特別に地方自治体に許されているような事務を処理する場合</p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(iii)(d)】</p>	許可・認可・承認を許容
3e	<p>公用収用・公用換地・権利変換に関する事務を処理する場合</p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(iii)(e)】</p>	
3f	<p>補助対象資産、国有財産処分等に関する事務を処理する場合</p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(iii)(f)】</p>	
3g	<p>法人の設立に関する事務を処理する場合</p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(iii)(g)】</p>	
3h	<p>国の関与の名宛人として地方自治体を国と同様に扱っている事務を処理する場合</p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(iii)(h)】</p>	
3①	<p>私人に対しては許可・認可を行うものとされている事業を地方自治体が行う場合であって、地方自治体の事務として定着していないもの</p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(iii)①】</p>	

4①	同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限が配分されているため、 <u>国(都道府県)との調整が不可欠である場合</u> 【(b)(2)(iv)①】	意見聴取を許容
5①	私人に対しては許可・認可を行うものとされている事業を地方自治体が行う場合であって、 <u>事前に国(都道府県)が特に把握しておく必要が認められるもの</u> 【(b)(2)(v)①】	事前報告・届出・通知を許容
6①	法制度上、国の税制・財政・法制上の特例措置を講ずることを促す場合 【(b)(2)(vi)①】	事後報告・届出・通知を許容
6②	法制度上、講じられる事後的な是正措置の端緒として把握する必要がある場合 【(b)(2)(vi)②】	
2※ 4※ 5※ 6※	第〇章3(b)(2)において「(i)(ii)(iv)(v)の項目のうち下破線部分には該当しないが、それ以外の部分に該当しているものについては、下破線部分に該当しない程度に応じて個々に判断し、それぞれの場合に許容するものとされている同意を要する協議、同意を要しない協議、意見聴取、事前報告・届出・通知よりも弱い形態のものとする。」とされており、これに基づき「同意を要しない協議」「意見聴取」「事前報告・届出・通知」「事後報告・届出・通知」が必要と判断する場合は、それぞれ 2※、4※、5※、6※と記載。	

4. 「備考」欄は、次の場合に記載した。

- ① 「講ずべき措置」欄で、2※、4※、5※、6※と記したものについて、許容される形態を示す場合。
- ② 見直しに当たり特に留意すべき点を当委員会として指摘する場合。

## 別表3の凡例

### (c) 計画等の策定及びその手続

1. 「分野」欄及び「通番」欄は、第2次勧告別紙1と同じである。
2. 「見直し対象」欄は、見直し対象となる計画等の策定及びその手続の概略を示した。
3. 「整理記号」の意味及び「講ずべき措置」欄の記号に対応して、具体的に講ずべき措置は、以下のとおりである。

(1)「講ずべき措置」欄が「×」の場合

整理記号	意味	具体的に講ずべき措置 (「講ずべき措置」欄が「×」の場合)
c2	計画等の策定及びその内容	次のいずれかの措置を講ずる <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画等の策定及びその内容に係る規定そのものの廃止</li> <li>・ 計画等の策定に係る規定の「できる」規定化又は努力義務化、及びその内容に係る規定の例示化又は目的程度の内容への大枠化</li> </ul>
cb	計画等の策定の手続のうち一定の相手方の意見聴取等の義務付け（地方自治体が国又は都道府県を相手方として行う行為）	廃止
c3	計画等の策定の手続のうち一定の相手方の意見聴取等の義務付け（cbに該当するものを除く）	廃止又は協議・調整・意見聴取等に関する努力・配慮義務に係る規定化
c4	計画等の策定の手続のうち公示・公告・公表等の義務付け	廃止又は公示・公告・公表等に関する努力・配慮義務に係る規定化
c5	計画等の策定の手続（私人等からの意見聴取等、公示・公告・公表等）の個別具体的な方法の義務付け	廃止又は例示化

(2)「講ずべき措置」欄が「×」以外の場合（「整理記号」の意味は(1)の場合と同じ）

整理記号	「講ずべき措置」欄の記号	本文の記述（「講ずべき措置」欄の記号に対応） 【 】内は本文の記述箇所	具体的に講ずべき措置
c2	①	私人の権利・義務に関わる行政処分の直接的な根拠（私人、他の地方自治体の費用負担の直接的な根拠を含む。）となる計画を策定する場合 【(c)(2)①】	計画等の策定及び内容(①～③に係る部分)の義務付けの存置を許容
	②	地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うために計画を策定する場合 【(c)(2)②】	
	③	基本的事項について市町村による一定の判断があることを直接的な根拠として都道府県が計画を策定する場合 【(c)(2)③】	
	④	法制度上、国の税制・財政・法制上の特例措置が講じられる計画又は特例措置を講ずることを促す計画を策定する場合 【(c)(2)④】	次のいずれかの措置を講ずる ・ 計画等の策定及びその内容に係る規定そのものの廃止 ・ ④に係る計画等の内容の義務付けの存置を許容した上で、計画等の策定に係る規定の「できる」規定化又は努力義務化 ・ c2①～③に係る部分と不可分である場合、計画等の策定の義務付けの存置は許容されることとなるが、④に係る計画等の内容が任意的記載事項であることの明確化
cb	別表2(b)の表中記号	議決、協議・調整・意見聴取等・同意、認定の手続を義務付けているもののうち、地方自治体が国又は都道府県を相手方として行う行為（地方自治体が私人と同一に取り扱われているものを除く）については、見直しの方針は(b)と同様 【(c)(3)第一段落】	(b)協議、同意、許可・認可・承認における措置の方針と同じ 「別表2の凡例」を参照
c3	①	当該計画によって一定の事務の処理又は費用の負担を求められることとなる者を相手方又はその構成員とする場合 【(c)(3)①】	(①の場合) 議決、同意の存置を許容 (①～④の場合) 協議・調整・意見聴取等の存置を許容
	②	具体的に範囲が特定された利害関係者、学識経験者を明示的に相手方又はその構成員とする場合 【(c)(3)②】	

	③	地方自治体の区域を越える利害調整を行う必要があるときに、関係地方自治体を相手方又はその構成員とする場合 【(c)(3)③】	
	④	地方自治体が処理する事務について、他の者が同一の個別具体的な目的から関連する事務を実施し、その整合性を確保する必要があると認められるときに、当該者を相手方又はその構成員とする場合 【(c)(3)④】	
c4	①	不特定多数の者の権利を制限し、又は義務を課する場合に、その効力発生要件又は内容を周知する手段として行われる場合 【(c)(4)①】	公示・公告・公表等の存置を許容
	②	権利を有している者又は具体的に範囲が特定された利害関係者に主張の機会を付与するために行われる場合 【(c)(4)②】	
	③	意見の申立て等、後続の手続の不可欠の前提となっている場合 【(c)(4)③】	

4. 「備考」欄は、次の場合に記載した。

- ① メルクマールに該当する場合。(該当する計画等の内容は、存置を許容。)
- ② 見直しに当たり特に留意すべき点を当委員会として指摘する場合。